

中長期事業計画 2012 中間報告

(1) 原料生薬の品質確保と安定確保の推進

1) 原料生薬の品質確保の強化

主管会議：生薬会議

協力会議：医療用漢方製剤会議、一般用漢方製剤会議、生薬製剤会議、原薬エキス会議、
技術委員会

① 生薬の残留農薬、重金属、微生物など安全性に関わる品質（試験法・基準化）の確保に努める。

「薬用植物残留農薬検討会（座長：川原信夫）」において、「適用作物表」に‘薬用作物’が収載された場合の安全性担保や農薬の適用拡大試験で活用できる残留上限値の考え方が検討されたが、そのとりまとめに協力した。この検討会は、平成 25 年度厚生労働科学研究費創薬基盤産地活性化総合対策事業「薬用植物の新たな育種、栽培及び生産技術等に関する研究」（代表研究員：菱田敦之）の研究分担課題「薬用植物の国内栽培推進に向けた基盤構築に関する研究」における検討実施体である。

日本薬局方（以下、日局）の一般試験法において、「5.02 生薬及び生薬関連製剤の微生物限度試験法」を国際調和法に準ずる改訂する案を提出した。アフラトキシン試験については、参考情報への収載案を提出し、それぞれ第 17 改正日局（以下、17 局）（平成 28 年 3 月施行予定）に収載されることになった。

重金属試験に関しては、日局収載漢方エキスの 3 処方について、単独元素の試験法（危機分析法）及び規制値を提案し、収載されることになった。

② 日局および日本薬局方外生薬規格（以下、局外生規）未収載生薬の収載並びに既収載生薬の見直しを更に推進する。また漢方エキスの日局収載についても引き続き積極的に対応する。

日局原案審議委員会および局外生規検討委員会に委員を派遣し、新規収載ならびに既収載品の見直しに協力した。

17 局において、あらたに加味帰脾湯エキス、桃核承気湯エキス、防己黄耆湯エキス、防風通聖散エキスおよび抑肝散エキスの 5 品目が新規収載されることになった。これにより、計 33 品目が収載されることになった。

③ Good Manufacturing Practice 製造管理および品質管理の基準（以下、GMP）対応の強化、特に漢方 GMP の主眼である生薬管理責任者の育成強化を図る。また、漢方 GMP も含め GMP に関する日中二国間の相互理解をさらに深める。

生薬管理責任者の育成を図るため、横浜薬科大学寺林進先生のご指導の下、生薬の

顕微鏡による内部形態試験の研修会を実施した。平成 25 年度から 2 カ年間で計 12 回の実習を行い、42 名に修了書を授与した。

平成 26 年に日漢協が訪中した際、関係機関に対して、日本が PIC/S に加盟した経緯を説明し、それに伴う生薬の GACP およびトレーサビリティ管理について、内容説明と対応協力を要請した。

2) 原料生薬の安定確保の推進

主管会議：生薬会議

① 生薬の安定確保のための施策を検討推進するとともに種苗の確保を図る。

原料生薬の国内栽培の課題解決に向けて、平成 24 年度に厚生労働省、農林水産省との連携による「薬用作物に関する情報交換会」が開催された。これを受けて平成 25、26 年度には、「薬用作物の産地化に向けたブロック会議（全国 8 ブロック）」が開催され、平成 25 年度は、14 道県、18 団体・個人、17 品目で生産者と実需者とのマッチングがなかった。また、日漢協では生薬国内生産検討班を設置し、これらの活動に対応した。

② 各国における規制状況を把握し適確な対応を行う。

規制状況の把握の必要性を再度確認した後に、必要に応じて実施する。

③ 日本における生薬使用量調査など、原料生薬に関する流通実態を把握し、適確な対応を行う。

会員会社を対象に原料生薬使用量等調査を実施し、平成 21、22、23、24 年度の調査結果をまとめ冊子化し、日漢協ホームページに掲載し、広く情報開示を行うとともに、日漢協の基礎データとして情報を整理した。

「中華人民共和国商務部対外貿易司中国輸出入月度統計報告農産品」から、中国からの輸出された生薬（中薬材）全体の数量等（平成 14 年～平成 23 年）を確認した。また、中国税関情報センター情報から、カンゾウ、ハンゲなど 18 生薬の中国からの輸出データを確認した。

会員会社を対象に、中国産生薬の価格調査を実施した。その結果、主要 30 生薬の価格は平成 18 年を 1 とすると、平成 23 年は 1.69 倍、平成 25 年は 2.13 倍に上昇していることを確認した。

④ 生薬栽培技術に関する調査と技術の継承を図る。

WHO、EU、中国の Good Agricultural And Collection Practice（以下、GACP）を検討し、日漢協版 GACP である「薬用植物の栽培と採取、加工に関する手引き」とその Q&A を取りまとめた。本文は英語、中国語の表記も加え、会員会社が日本以外でも活用できるよう対応を行った。

⑤中国で使用されている農薬の使用実態について調査する。

中国産タイソウの使用農薬調査結果に基づき、日本市場品タイソウの残留農薬検査を実施し、これらの結果をもとに生薬学雑誌に論文「薬用植物栽培における使用農薬の実態調査（第2報）中国産タイソウの使用農薬」を投稿した。

⑥絶滅のおそれのある野生動植物種についてワシントン条約の遵守・推奨を図り、必要な生薬の確保について対応する。

日本製薬団体連合会（以下、日薬連）ワシントン条約関係連絡会に委員を派遣し、必要な情報共有を行った。

(2) 一般用漢方製剤・生薬製剤等の開発と育成活動の強化

主管会議：一般用漢方製剤会議

協力会議：生薬製剤会議、原薬エキス会議、薬制委員会、技術委員会

1) 一般用漢方製剤承認基準への対応を図る。

平成20年9月承認審査内規が改められた「一般用漢方製剤承認基準」213処方の通知後、平成22年に23処方、平成23年に27処方、平成24年に31処方、計81処方が新たに追加され、294処方となった。

・効能・効果、用法・用量を新基準に合わせるための一部変更承認申請（以下、一変）対応については、一変時期や優先審査、審査手数料等について、一般用5団体、会員会社の意見を取りまとめて、Q&A作成に反映させるよう、審査管理課、医薬品医療機器総合機構（以下、PMDA）と調整を行った。

・「一般用漢方製剤承認基準」の配合生薬で公的規格がない生薬中5生薬が、厚生労働科学研究班（主任研究者：国立医薬品食品衛生研究所 薬品部長 合田先生他）で検討され、局外生規2012へ掲載された。

2) 漢方エキス製剤の日局収載に伴う一般用漢方製剤・生薬製剤の対応を推進する。

漢方エキス製剤の日局収載時のQ&A発出にあたり、一般用漢方製剤の実情（満量でない、日局エキスとの配合比違い等）を踏まえた取り扱いについて、一般用5団体の意見を取りまとめ、審査管理課、PMDAと調整を行った。

3) 一般用漢方製剤・生薬製剤および生薬の許認可に関する対応を推進する。

一般用5団体の生薬製剤関係者ととも「一般用生薬・生薬製剤を活性化するための要望書」を作成し、平成25年5月に日本一般用医薬品連合会から厚生労働省 医薬食品局長に提出された。

当帰川芎製剤の承認基準(案)とその提案資料の作成を目指して、生薬の配合ルールや効能効果の見直しを、関係有識者からの協力を得ながら進めている。

4) 原薬エキスの規格・試験の設定に関し適確に対応推進する。

日局新規収載生薬のニクジュヨウの基原、使用部位に関する調査を行い、日局原案審

議委員会・生薬等委員会に資料を提出した。ニクジュヨウは16局第二追補（平成26年2月施行）に収載された。

上記ニクジュヨウに近い植物を基原とするワニクジュヨウは、「局外生規2012」に新規収載された。「局外生規2012」には、原薬エキス委員会から提案したホップも新規収載された。現在「局外生規2015」が検討されているが、アカメガシワエキス、ウラジロガシエキス、メリロートエキスなどの植物エキスが、それらの原料生薬を含めて、初めて局外生規に収載される。

国立医薬品食品衛生研究所が主管する「単味生薬検討班」に参加し、「単味生薬のエキス製剤の開発に関するガイドライン」（案）の作成に協力した。同ガイドライン案は、平成26年9月に、厚生労働省医薬食品局審査管理課から意見募集された。このガイドライン案については、平成25年末に当委員会から意見出しをした。現在、ガイドライン案に関連して指標成分含量に関する文献調査、『手引』の改訂とともに生薬や別効能を追加することなどが検討されている。

5) 一般用医薬品の販売制度に関連した調査研究を推進し、関係団体と協力して対応する。

厚生労働科学研究分担研究課題「漢方製剤の安全性確保に関する研究」（主任研究者：国立医薬品食品衛生研究所 薬品部長 合田先生他）により「安全に使うための漢方処方確認票」シートの作成研究が開始された。平成24年10月の第三回研究会議に、一般用漢方製剤委員会より3名が参画し、作成協力を行い、平成26年8月に全39処方が完成した。

平成25年8月から、同研究として「安全に使うための漢方処方確認票」の実用化に向けたアンケート調査が開始され、一般用漢方製剤委員会としてドラッグストア61店舗を対象とした調査を行った。アンケート結果より、「確認票」が一般用漢方製剤の販売者の情報提供ツールとして有用であるとの評価が得られた。また販売者、一般消費者に対して、平成26年3月のJAPANドラッグストアショーにおいて、周知活動を行った。

(3) 漢方製剤・生薬製剤・生薬の安全性確保と適正使用の推進

主管会議：安全性委員会

協力会議：医療用漢方製剤会議、生薬会議、一般用漢方製剤会議、生薬製剤会議、
広報委員会

1) 安全性情報の会員会社間における一層の共有化を図り、会員各社の安全対策を強化する。

医療用漢方製剤の「使用上の注意」を以下の通り統一改訂し、適正使用情報を配信した。

平成24年 11月 大建中湯(消化器症状の追記)

平成25年 1月 竜胆瀉肝湯(間質性肺炎の追記)

平成25年 7月 呉茱萸湯(肝機能異常の追記)

平成 25 年 8 月 黄連解毒湯、加味逍遙散、辛夷清肺湯(腸間膜静脈硬化症の追記)
平成 26 年 2 月 抑肝散(心不全、横紋筋融解症の追記)
平成 26 年 2 月 五苓散(肝機能異常の追記)
平成 26 年 7 月 茵陳蒿湯(腸間膜静脈硬化症の追記)
平成 26 年 11 月 抑肝散(傾眠の追記)

平成 26 年 4 月小柴胡湯他 6 品目に関し、再評価結果への対応を行った。
情報提供資料を作成した。

平成 25 年 9 月 特発性腸間膜静脈硬化症

平成 26 年 6 月 漢方薬服薬指導 Q&A Vol.2 漢方薬と食物アレルギー

2) 一般用漢方製剤「使用上の注意」に関する指針となる小冊子を作成する。

一般用医薬品の添付文書記載要領が約 10 年ぶりに改訂され「一般用医薬品の添付文書記載要領について」(平成 23 年 10 月 14 日付 薬食発 1014 第 6 号)が発出された。一般用漢方製剤の添付文書等記載要領はそれまで日薬連申し合わせ事項として運用されてきたが、この機会に安全対策課長、審査管理課長二課長通知による記載要領の位置づけとなった。今回、一般用医薬品の使用上の注意および添付文書作成のための手引書ならびに解説書として活用されてきた「一般用医薬品添付文書記載要領ガイドブック」(薬事日報社)の改訂版発刊にあたり、安全性委員会より編集委員として参加させ、内容の確認、解説等の編集に協力した。

3) 会員会社の医薬情報担当者(MR)に対して安全性に関する教育を徹底する。

医療用漢方製剤委員会が製作する MR 漢方教本の PMS および漢方の副作用の章の原稿作成を担当した。

4) 「医療用医薬品添付文書の記載要領」の検討を行う。

医療用医薬品の添付文書は平成 9 年に発出された「医療用医薬品添付文書の記載要領について」(平成 9 年 4 月 25 日付 薬発第 606 号)をはじめとした通知に基づき作成されている。

現在、厚生労働科学研究の成果を踏まえ、記載要領の見直しが検討されている。平成 27 年度中を目途に改定通知の見直しが実施されているため、安全性委員会では迅速に対応できる様、情報収集にあたった。

(4) 漢方製剤・生薬製剤・生薬に関するエビデンスデータの集積

主管会議：医療用漢方製剤会議

協力会議：生薬会議、一般用漢方製剤会議、生薬製剤会議、安全性委員会

1) 漢方製剤・生薬製剤・生薬に関するエビデンスデータを幅広く集積し、日本東洋医学会が推進する臨床エビデンスレポートのまとめや、エビデンスデータの国内診療ガイドラインへの反映作業に協力する。

平成 26 年 4 月、漢方製剤の臨床エビデンスをまとめた「漢方治療エビデンスレポート

(EKAT) 2013」が日本東洋医学会ホームページに公開された。また、同時に国内診療ガイドラインを調査した「漢方製剤の記載を含む診療ガイドライン(KCPG) 2013」も公開され、その後、1年間の調査をまとめた追補版「KCPG Appendix 2014」も平成26年12月に公開された。

日漢協ホームページに公開している「医療用漢方製剤 添付文書情報」について2014年版に更新(平成26年12月)した。今後、医療用漢方製剤の製剤情報として独立行政法人 医薬基盤研究所 薬用植物資源研究センターの「薬用植物総合データベース」とのリンクを行っていく予定である。

(5) 漢方製剤・生薬製剤・生薬の国際調和と国際交流

主管会議：国際委員会

協力会議：医療用漢方製剤会議、生薬会議、一般用漢方製剤会議、生薬製剤会議、原薬エキス会議、広報委員会、技術委員会

1) 関係国(特に中国)と定期的国際交流を図り、相互理解と関係向上に努める。

訪日団との会合(平成24年、25年に中国医薬健康産業股份有限公司、26年に中国甘肃農業科学院研修訪日団)、訪中団(加藤会長以下総勢18名、平成26年10月19日から22日まで訪中)による中国政府機関への訪問等を通じ、交流を図った。特に、日本の漢方、生薬製剤に関わる現状、中国での生薬栽培状況に関する情報交換を行い、両国の伝統薬を相互に発展させて行くことについて理解を得た。さらに、今後も相互に情報交換を行い、関係性の向上を図る。

2) 国際的な情勢を把握、解析し、各委員会に協力し、会員へ情報を発信する。

ISO/TC249(中医薬の国際標準化検討)や生物多様性条約(主に、遺伝・資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分(Access and Benefit-Sharing, ABS)に係る情報に関する把握、対応を行い、発信した。今後も、会員企業に必要な情報を発信する。

3) ISO/TC249への対応を行う。

ISO/TC249で討議されている標準化案において、漢方製剤、生薬製剤、生薬に係わる検討情報を入手し、国際対応ワーキングにて、会員企業への影響の有無について検討し、日本東洋医学会サミット会議(JLOM)主催の国内委員会等での検討に反映させた。ISO/TC249の本会議、WG会議及び国内委員会に委員を派遣した。(主な活動を記載する)

平成24年

ISO/TC249 第3回本会議 (韓国・大田、5月21日～24日)

ISO/TC249 WG2 第1回会議 (ドイツ・ベルリン、4月12日～13日)

ISO/TC249 WG2 第3回会議 (ドイツ・ベルリン、10月10日～11日)

ISO/TC249 上海臨時会議 (中国・上海、1月17日～19日)

ISO/TC249 国内委員会 (4回)

国際対応WG（10回）

平成 25 年

ISO/TC249 第 4 回本会議（南アフリカ・ダーバン、5 月 17 日～27 日）

ISO/TC249 WG1 第 4 回会議（中国・北京、10 月 11 日）

ISO/TC249 WG2 Web 第 5 会議（2 月 18 日）

ISO/TC249 のタイトルとスコープに関する韓国との打合わせ会議（韓国、12 月 2 日）

ISO/TC249 国内委員会（3 回）および ISO/TC249 京都会議準備会議（4 回）

国際対応WG（7 回）

平成 26 年

ISO/TC249 第 5 回本会議（日本・京都、5 月 26 日～29 日）

ISO/TC215 本会議（日本・軽井沢、5 月 20 日～23 日）

ISO/TC249 WG2 Web 第 7 会議（11 月 26 日）

ISO/TC249 WG2 第 8 回会議（ドイツ・ベルリン、2 月 12 日～13 日）

ISO/TC249 国内委員会（WG1/WG2 関係 3 回、WG5 関係 3 回）および ISO/TC249 京都会議準備会議（4 回）

国際対応WG（7 回）

また、ISO/TC249 の本会議において、漢方製剤の現状、安全性等についてパネル展示し、日本の漢方、生薬製剤の有用性をアピールした。今後も、会員企業の企業活動に影響しないよう、引き続き対応する。

4) 生物多様性条約、特に ABS などの国際的対応を行う。

平成 22 年 10 月に採択され、平成 26 年 10 月に発効した「生物の多様性に関する条約の遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書」について、環境省が主催した国内措置を検討する「名古屋議定書に係る国内措置のあり方検討会」（平成 24 年 9 月から平成 26 年 3 月に計 16 回開催）に、厚生労働省医政局経済課のご指導を仰ぎつつ委員を派遣し、産業界からの意見として、商業的に取引されている生薬の実情について理解を求めた。さらに、平成 26 年 4 月 9 日に、有識者を集め、日漢協主催の勉強会を開催するとともに、バイオインダストリー協会（JBA）主催の勉強会にも参加し、中国の国内措置の動向などの情報の収集にも努めた。引き続き対応を行う。なお、我国は未だ名古屋議定書を批准していない。

5) PIC/S などの国際的対応を行う。

PIC/S 加盟に向け、日漢協自主基準であった漢方 GMP を PIC/S と整合性を合わせる検討に協力し、「生薬及び漢方生薬製剤の製造管理及び品質管理に関する基準」（日薬連自主基準）が発出された。さらに、Q&A 作成などに協力するとともに、対応を行った。

6) 三極の局方調和（ICH）や FHH など、国際調和の動向に適確に対応する。

日欧米の局方の調和を図る ICH（日米 EU 医薬品規制調和国際会議）に対応する日本製薬工業協会での検討および西太平洋地区（日本、中国、韓国、ベトナム、シンガポール、香港、オーストラリア）の生薬分野の調和を図る FHH（生薬・薬用植物に関する国際調

和のための 西太平洋地区討論会) シンガポール会議、香港会議等への対応などに対し、日本の漢方、生薬製剤、生薬の規格、状況などの情報を関係者に提供し、協力をした。今後も、引き続き対応する。

(6) 医療関係者および患者・消費者などに対する啓発活動の強化

主管会議：広報委員会

協力会議：医療用漢方製剤会議、一般用漢方製剤会議、生薬製剤会議、原薬エキス会議、国際委員会、技術委員会

1) 対象者や内容、開催時期などを工夫して効果的な講演会・セミナー等を実施する。

日本東洋医学会学術総会において学会と共催による市民公開講座を実施した。また、協会単独開催の市民公開漢方セミナーは、疾患啓発や地域特性に合わせた話題を提供し、多くの聴講者参加に導いた。今後、アンケート調査も踏まえ、ニーズに合った企画を進める。

2) 一般用ホームページを活用して、患者・消費者などに対する啓発活動を一層推進する。

ページ構成の改善検討により、コンテンツの整理と患者・消費者などが必要とする情報にたどり着きやすいよう、マイナーチェンジを行った。また、各委員会からの情報発信に関しても、患者・消費者などの理解が得られやすいよう検討しページ制作を図った。今後、より漢方医学・漢方薬の理解促進のため、コンテンツの充実を進める。

3) 漢方、生薬製剤、生薬などの用語解説を含めた業界PRツールの作成と、それを用いた啓発活動を展開する。

取材対応や問い合わせなどに対する説明用資料の作成を順次進め、啓発活動に役立てた。報道やwebサイトにおける漢方医学・漢方薬の誤認識を正すため、報道各社の用語委員や制作担当者と面談し理解促進に努めた。今後、説明用資料の充実と、啓発活動の効率の良い戦略を検討する。

4) 一般ホームページ、会員専用ホームページおよびニュースレターの活用用途を明確にし、効果的な情報提供を推進する。

一般用ホームページおよび会員専用ホームページの改善案を検討し、会員専用ホームページとスケジューラーの利便性を向上する道筋をつけた。また、ニュースレターにおける協会活動の速やかな情報発信のため、ホームページをより活用すべく取扱い基準を作成した。今後、協会活動内容の情報発信をより充実する。

(7) 日漢協としての団体活動の強化

主管会議：全業態別会議、全機能別委員会

1) 日漢協が漢方製剤・生薬製剤・生薬を代表する団体となるべく、その活動を強化するとともに、日薬連など関係諸団体との連携強化を図っていく。

①医薬品医療機器等法に関する対応

日薬連安全性委員会に副委員長の立場で参加し、平成 26 年 11 月施行の医薬品医療機器等法で規定された添付文書届出制について届出制の仕組み、実際の運用方法等について検討した。また、医療用刻み生薬の被包の届出運用にあたっては、安全対策課と相談して仕組みを作った。

②日漢協創立 30 周年記念プロジェクト

平成 25 年、日漢協創立 30 周年を迎えることから、30 周年記念プロジェクト（委員長会メンバー）を立ち上げ、その下部組織に式典 WG（総務・広報・事務局）と記念史 WG（各委員会より選出）を設置し、以下の対応を行った。

- ・プロジェクトでは、30 周年事業概要の検討、予算・決算の対応等
- ・式典 WG では、参議院議員 藤井基之先生の記念講演、表彰内規に基づいた表彰者の選出、表彰式および記念式典の挙行、日漢協旗のリニューアル等
- ・記念史 WG では、30 周年記念史の発刊（女性座談会、10 年間の主要な取り組み・各種調査、各組織の歩みと活動等）

③東京電力福島第一原子力発電所事故への対応

東京電力福島第一原子力発電所事故にかかわる補償問題検討チームでは、平成 24 年 2 月に東京電力による説明会を実施した。その後、会員各社が個別に損害賠償交渉を行ったが、補償に対する考え方にあまりにも大きな隔たりがあった。そこで、平成 24 年 9 月に放射性物質補償申請を行った会員各社に対して、補償に対する問題点等の把握と今後の対応に関するアンケートを実施し、意見集約を行った。

平成 24 年 11 月には、アンケート調査結果に基づき日漢協の見解をまとめ、日薬連、厚生労働省に対し今後の対応について相談した上で、改めて平成 25 年 2 月に東京電力に対して補償に関する申し入れを行った。

会員各社と問題点の共有を図り、解決に向けて折衝した結果、平成 25 年 3 月に東京電力から補償に関する一定の回答を得て、同年 7 月に確認文書をもって最終合意した。

2) 新医薬品産業ビジョンとそのアクションプランに対し、適確な対応を図る。

過去 2 回約 5 年ごとに策定している「医薬品産業ビジョン」について日漢協として平成 24 年 12 月開催の委員長会において、漢方製剤、生薬製剤、生薬の主要な将来的課題について議論を重ね、検討結果を行政当局へ年末にかけて意見提出を行った。翌平成 25 年 6 月には厚生労働省から「医薬品産業ビジョン 2013」が公表された。「医薬品産業ビジョン 2013」では、これまで「ベーシックドラッグファーマ」と言われていた、「医療を支える基礎的な医薬品、必須医薬品または伝統的な医薬品（例えば、ワクチン、輸液、生薬、漢方製剤、外用製剤など）を製造する企業については、引き続き今後も質の高い製品を安定的に供給していただける様な企業体質の強化が求められる」とまとめられている。その中でも漢方薬の原料となる生薬は、その多くを海外に依存しており、「今後の安定供給の為に国内栽培の推進などの対応が求められる」と記載された。

3) 事務局機能を強化するとともに、組織機能の充実を図る。

協会活動の効率的な推進を図るため、諸規程・諸規則などの整備として、「会則」、「再雇用職員就業規則」、「有期雇用職員就業規則」、「機能別委員会に関する規程」、「協議会に関する規程」、「事務局運営に関する規程」、「会計処理規程」、「外部からの依頼事項に関する対応内規」、「予算外経費支出に関する内規」、「再雇用職員給与内規」の制定もしくは改正を進めた。また、職員退職に伴う採用を行う等、事務局機能の運用面からの充実と活動の強化を図った。

4) 会員会社の環境意識を高め、環境活動を推進する。

第162回理事会において「日薬連地球温暖化対策の取組み」への参画が決定されたのを受け、平成22年10月総務委員会内に「環境部会」を立ち上げ、今後の活動方針と部会員の募集について検討した。平成23年3月に環境に関するアンケートと部会員の募集を実施した。平成24年7月に日薬連環境委員会に参加要請し、同年8月に日薬連環境委員会への参加が承認された。同年11月より日薬連環境委員会に参加して環境情報を収集し、会員会社への情報提供を実施した。平成25年4月より日薬連低炭素社会実行計画に日漢協として参加した。また、平成26年4月より日薬連低炭素社会実行計画のワーキンググループに参加し、環境目標や集計業務を通じて、日漢協会員会社に対して日薬連低炭素社会実行計画についての内容説明や当計画への参加を働きかけた。

5) 会員会社のコンプライアンス意識を醸成し高い倫理観をもって行動推進する。

医療用においては、平成23年9月制定の「企業活動と医療機関等の関係の透明性ガイドライン」、平成25年9月制定の「企業活動と患者団体の関係の透明性ガイドライン」および患者団体との協働に関するガイドライン」を日漢協ホームページに公開した。

平成26年10月制定の「日漢協コード・オブ・プラクティス」を会員会社への周知徹底を図った。

また、一般用においても、平成24年11月制定の「企業活動と医療機関等の関係の透明性ガイドライン（一般用）」を日漢協ホームページに公開した。

原料生薬が天然物であることから、環境への配慮を盛り込んだ「日漢協企業行動憲章」ならびに「日漢協コンプライアンス・プログラム・ガイドライン」を平成24年5月に制定し、会員会社におけるコンプライアンスに基づいた活動を推進した。制定から1年半が経過した平成25年11月に、会員会社のコンプライアンスの取り組み状況を把握するためにアンケート調査を実施した。平成26年3月には、コンプライアンス教育の一環として、日本大学薬学部教授白神誠先生を講師にお招きしてアンケート調査の分析結果に基づいた講演会を実施した。また、白神先生には、アンケート調査結果を『日漢協「コンプライアンスの取り組み状況に関する調査報告』』として取り纏めて頂き、会員会社に配布して更なるコンプライアンス活動の推進を図った。